

国や県にならって、町役場も4月から毎週土曜日を休みとさせていただくことになりました。

票交付を行いますのでご利用ください。

町民のみなさんに、ご不便をおかけすることのないよう、より一層の住民サービスに努めてまいります。

●予約でくる方

○本人又は同一世帯員

●予約方法

○受付け日／月曜日～金曜日（休日は除く）

○受付け時間／午前8時30分～午後5時

●交付方法

○交付日／土曜日・日曜日（12月28日～1月3日は除く）

○交付時間／午前8時30分～午後5時

●曜日に利用の多い施設については、これまでおり業務を行ないます。

●土曜日も業務を行う施設

○保育所

○町文化会館  
○町海洋センター



タ

電話予約で休日には  
住民票を受け取れます。

町では、平日役場に来られない方のため、次のように電話予約による休日の住民

## 軽自動車税の減免手続きは4月23日までに

●身体に障害のある方で、次の条件に該当する場合、申請することにより軽自動車税が減免されます。

●手続に必要な書類

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳のいずれかと、

課（内線225）へ。

◇身体障害者手帳または、戦傷病者手帳の交付を受けてい

度軽自動車納税通知書

運転者が家族の場合は、使用目的を証する書類（通院、通

●療育手帳の交付を受けてい

る方または、精神障害者の通院医療費の公費負担（保健所

くわしいことは役場住民課（内線245）へ。

●身体障害の方

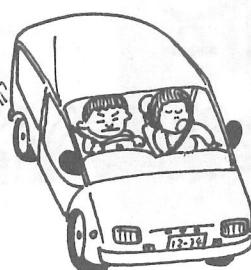
障害の区分 障害の級別

視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の一級及び三級
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
音声機能障害	一級、二級の一及び二級の二
上肢不自由	一級から六級までの各級
下肢不自由	一級から三級までの各級及び五級

●戦傷病の方

障害の区分 重度障害の程度又は障害の程度

視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第六項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第二項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症



学証明書）または、民生委員などの証明が必要です。

くわしいことは、役場税務

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の一級及び三級
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
音声機能障害	一級、二級の一及び二級の二
上肢不自由	一級から六級までの各級
下肢不自由	一級から三級までの各級及び五級

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第六項症までの各項症
音声機能障害	特別項症から第二項症までの各項症（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症